



四万十町公告第25号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年4月1日

四万十町長 中尾 博憲



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集 7	①大道字アヤマ 1258-3	79-3	山林	0.50	2025. 4. 1 ~ 2030.3.31	
	②大道字アヤマ 1258-4			0.36		
	③大道字アヤマ 1258-40			0.45		
	④大道字ウカガウ子 351-6			0.74		

2 縦覧場所 四万十町農林水産課 林業振興室、四万十町公式ホームページ

3 本公告により、四万十町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。